

区福祉保健活動拠点の次期指定管理者の選定方法について（報告）

1 趣旨

区福祉保健活動拠点（以下「拠点」といいます。）の第2期指定管理期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）が終了することに伴い、該当する15施設について、指定管理者の選定を実施します。

今回、これまでの公募の実績に対する平成25年度包括外部監査における指摘（※）を踏まえて、平成28年度以降の指定管理期間（5年間）は非公募により区社協を選定します。

※ 包括外部監査の結果（平成25年度）

「これまで区社協しか応募しておらず、公募による指定管理者選定が実質的に行われていない」として、次のいずれかの方向性により見直し「措置」を行うことが求められています。

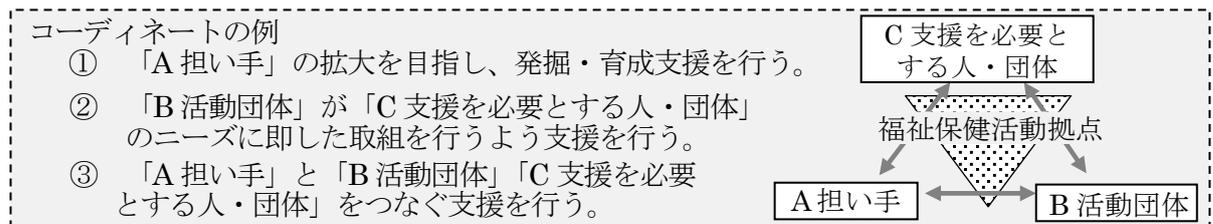
①	指定管理業務からボランティアコーディネート業務を除き、ハード面の業務（貸室管理・施設管理等）に特化して公募。
②	区社協が地縁団体とのつながりやボランティア育成に優れているのであれば、拠点の意義に立ち返り、非公募の指定管理者として選定。

2 非公募とする理由

（1）拠点に期待される役割

次期介護保険制度改正では、多様な生活支援サービスの充実の必要性が見込まれるなど、今後、幅広い市民が共助の活動に加わっていくことが求められます。

指定管理者が持つ「地域・団体との関係性」と「ボランティアコーディネート力」、さらに活動団体が集う「場」を有している強みを活かして、担い手となる住民や地域活動をこれまで以上に広げていくことが必要かつ急務となっています。



（2）区社協を選定する理由

区社協は、他団体にはない「地域・団体との関係性」を有しているほか、「ボランティアコーディネート力」などの専門性も有しており、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の非公募理由に合致します。

今後、区社協の持つ「区域の関係者・団体とのネットワーク」などの特性を活かして、拠点が求められる役割である担い手となる住民や地域活動の支援を進めていきます。

なお、選定にあわせて、年度ごとの業務評価を導入し、平成33年度以降の非公募継続については、評価結果などを踏まえて改めて検討します。

3 今後の予定

平成 26 年 12 月以降 各区において順次選定委員会を開催
平成 27 年 9 月 平成 27 年第 3 回市会定例会に指定議案上程
平成 28 年 4 月 新指定管理期間開始

<参考>

○ 区社協の特性

社会福祉法に位置づけられた公益的な事業を行う団体であり、次の特性を有しています。

(1) 関係者・団体との強い関係を有している

連合自治会・町内会や民生委員児童委員協議会、障害者などの当事者、福祉団体など、地域の団体・個人等が加入する会員組織の協議体として長年活動をしており、強い関係が構築されています。

<拠点における事例> 障害児の親から『出産で入院するため、こどもを学校へ送迎する手助けがほしい』と話を受けた拠点職員が、日頃から貸室利用している地域団体の方に相談したところ、地区社協や町内会が協力しチームを組んで送迎することになった。

(2) ボランティア支援ノウハウを豊富に有している

区社協は、様々な活動団体・担い手の支援を通じて、ノウハウを蓄積しています。支援を要する人のニーズを適確に見極めて、きめ細かい対応をしています。

<拠点における事例> 最近増加している「支援が必要な方」からのボランティア希望に対して、まずは負担の軽い活動を紹介し、できることを見極めて次につなげている。また、活動の場を提供する団体向けに「受け入れ講座」を開催している。

(3) 区地域福祉保健計画の推進主体となっている

区社協と区役所とが共通の理念・目標のもとで一体となって策定・推進しており、区政と連動した取組が可能です。さらに、市社協と 18 区社協により、市域で統一的な取組を進めることができます。

(4) 災害時ボランティアネットワークを構築している

区社協は、災害時に全国から集まるボランティアを地域防災拠点等へコーディネートする「災害時ボランティアネットワーク」事業を行っています。過半数の区では区防災計画で、「災害ボランティアセンター」を拠点に設置することになっています。

○ 今後に向けた区社協のボランティアコーディネート取組例

各拠点では、区の実状に応じた手法で、コーディネートの活性化等に向けた取組を進めています。

～取組例～

生活支援サービスに係る有識者の講演会開催、地域ケア会議等によるニーズ把握、ニーズの高い支援（通院介助、草むしり等）の担い手育成及び地域への紹介、活動ボランティアへ電話によるフォローアップ、企業や学生への働きかけ等